

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	一	(私学文書課)
○小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則	一	(商工経営支援課)
○国土調査の成果の認証	二	(地域復興支援課)
○救急医療機関の認定	二	(医療整備課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	二	(障害福祉課)
○認証食品の認証	二	(食産業振興課)
○保安林の指定の解除の予定	二	(森林整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	三	(同)
○遊漁規則の変更認可	三	(水産業振興課)
○道路の区域変更	四	(道路課)
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	四	(都市計画課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	四	(同)
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	四	(同)
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	五	(農村振興課)
○開発行為に関する工事の完了(三件)	五	(建築宅地課)
○教育委員会定例会の開催	六	

公 告

教育委員会

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正について

内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病に係る指示

正 誤

○宮城県公報第二六一四号(平成二十六年十二月五日付け)中

規 則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」を「知事が別に定める日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則

小規模企業者等設備導入資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十一号)は、廃止する。

八 七 七 七 六

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年三月三十一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による廃止前の小規模企業者等設備導入資金貸付規則第十条第一項の規定により貸付けの決定を受けた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第二百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

川崎町

二 調査を行った時期

平成二十三年度から平成二十四年度まで

三 成果の名称

柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

川崎町大字川内字幸ノ窪の一部、同字笹畑の一部、同字朴木山の一部、大字今宿字坊主沢山、同

字名乗沢山の一部、同字小屋沢山の一部

五 認証年月日

平成二十七年三月四日

○宮城県告示第二百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を
救急病院と認定した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

大崎市民病院岩出山分院	大崎市岩出山下川原町八四二二九	平成二十七年三月一日	平成三十年二月二十八日
-------------	-----------------	------------	-------------

○宮城県告示第二百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一一二〇〇〇五八	事業所の名称及び所在地	若葉園 登米市東和町米川字 西網木二三一―一六	廃止する指定障害福祉サービスの種類	福祉サービスの種類 自立訓練（生活訓練）	設置者名	社会福祉法人 恵泉会	廃止年月日	平成二十七年 三月三十一日
-------	------------	-------------	-------------------------------	-------------------	-------------------------	------	---------------	-------	------------------

○宮城県告示第二百二十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	二二二一九	品 目	果実等飲 料	申請者の氏名	佐藤頼道	製造業者の名称	又 は 屋 号	製造所等の所在地	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山 四十七―一
------	-------	-----	--------	--------	------	---------	---------	----------	------------------------

二 認証年月日

平成二十七年三月四日

○宮城県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町石浜字崎山二三の一、二六の一、二八の一

保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

解除の理由

道路用地及び公園用地とするため

○宮城県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十九号

森林法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十五年九月一日に認可した遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	変更内容	変更前	変更後	施行日								
長沼漁業協同組合 登米市迫町北方字天形161番地13	第11号	区域、期間	<table border="1"> <tr> <td>(ア) 区域</td> <td>登米市迫町新田字山ノ神地より50m地内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 期間</td> <td>自1月1日至5月31日</td> </tr> </table>	(ア) 区域	登米市迫町新田字山ノ神地より50m地内	(イ) 期間	自1月1日至5月31日	<p>(1) 次の点を、 ア、イ、カを順次結んだ線と平常時最高貯水水位沼岸線とによって囲まれた水域</p> <table border="1"> <tr> <td>(ア) 区域</td> <td>登米市迫町新田字山ノ神地より50m地内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 期間</td> <td>自1月1日至5月31日</td> </tr> </table>	(ア) 区域	登米市迫町新田字山ノ神地より50m地内	(イ) 期間	自1月1日至5月31日	平成二十七年十月十三日
(ア) 区域	登米市迫町新田字山ノ神地より50m地内												
(イ) 期間	自1月1日至5月31日												
(ア) 区域	登米市迫町新田字山ノ神地より50m地内												
(イ) 期間	自1月1日至5月31日												

○宮城県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県仙台土木
事務所及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
二 道路名 岩沼蔵王線
三 道路の区域

② 滝沢副堤及び梅ヶ沢副堤の平常時最高水位沼岸線から50mの水域
(3) 早坂、古宿及び立戸の各トンネル取水口の中央から半径50mの水城
(4) 天形トンネル取水口から通じる水路及び沼側水路口中央から半径50mの水城
(5) 天形地内漕艇場遊岸から北側遊岸の延長線上及び同延長線上及び同ポイント天形トンネル取水口を結んだ線の内側の水城（但し、(4)の水城を除く）

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前 A	五・〇 五四・〇	四、二四・八	上記 A 及び

岩沼市志賀字新深田六八番地先から
柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐一
番一地主まで

	後	
B	A	
一四・〇〇 一八・〇〇	五・〇〇 五四・〇〇	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
三、六四〇・〇	四、二二四・八	

○宮城県告示第二百三十一号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画緑地
- 2 名称 一 号 菖蒲田漁港緑地
二 号 諏訪前緑地
三 号 表浜緑地
四 号 割山緑地
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百三十二号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画公園
- 2 名称 四・四・八百二号 菖蒲田浜海浜公園
- 二 縦覧場所
- 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川東地区

三 事業施行期間

平成二十五年四月五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設志津川中央地区

三 事業施行期間

平成二十五年十一月十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○県営新井田南部地区土地改良事業（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
黒川郡大和町小野字蛇石原三十八番十、三十八番十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
黒川郡大和町小野字蛇石原三十八番地の三

熊谷 重敏

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
東松島市赤井字星場三百十二番十の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市赤井字照井中十一番地一

相澤 一弘

相澤 裕子

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年三月十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 名取市下増田字前田三百八十七番二、三百八十八番二、三百九十一番二、三百九十二番一、三百九十二番二、三百八十六番の一部、三百八十七番の一部、三百九十三番の一部、三百九十四番の一部、三百九十五番の一部、三百九十六番の一部、三百九十七番の一部、二百二十一番地先の水の一部、二百二十三番地先の道の一部（二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年三月十日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十七年三月十七日 午後三時

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 職員的人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 教育財産管理規則の一部改正について

第五号議案 第二期「学ぶ土台づくり」推進計画について

第六号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第七号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第八号議案 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）について

第九号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

第十号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

第十一号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

第十二号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十五号

平成二十七年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、一二六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三三八、二八五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、五〇一	岩沼選挙区	一一、七八九
宮城野選挙区	五〇、九〇七	登米選挙区	二三、一五七
若林選挙区	三五、七六七	栗原選挙区	二〇、五三七
太白選挙区	六一、三三二	東松島選挙区	一〇、八五八
泉選挙区	五八、七六七	大崎選挙区	三六、七九七
石巻・牡鹿選挙区	四三、四七二	柴田選挙区	二二、八九二
塩釜選挙区	一五、六八六	亘理選挙区	一三、〇五二
気仙沼・本吉選挙区	二三、〇一〇	宮城選挙区	一三、八二九
白石・刈田選挙区	一四、一一二	黒川選挙区	二四、二九一
名取選挙区	二〇、〇二〇	加美選挙区	九、〇〇四
角田・伊具選挙区	一一、七六二	遠田選挙区	一一、八九六
多賀城・七ヶ浜選挙区	二一、九九七		

○宮選管告示第二十六号

平成二十七年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、二八五

○宮選管告示第二十七号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

向陽台会館の項を削る。

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。
平成二十七年三月十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

<p>○宮城県公報第二六一四号（平成二十六年十二月五日付け）中 ページ 段 行 六 上 後ろか ら一 一</p> <p>正 誤</p> <p>○四一二七〇〇五九三 ○四一二七〇〇五二八</p>	<p>正 誤</p>	<p>1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。</p> <p>二 指示をする期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p> <p>三 指示をする区域 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面</p>
--	------------	--